

個人番号カードを引き渡すことができる領事官等に関する省令 について（概要）

1. 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第65号。以下「番号利用法等の一部改正法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の一部改正に伴う命令の制定を行うものである。

2. 改正内容

番号利用法等の一部改正法により改正される番号利用法第16条の2第3項の規定により、個人番号カードを引き渡すことができる領事官等について定める必要があることから、必要な事項を定める。（※詳細は別紙2-1を参照）

3. 施行期日

令和6年5月27日

※情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第10号の規定の施行の日（公布の日（令和元年5月31日）から5年以内）、番号利用法等の一部改正法の附則第1条本文の施行の日（公布の日（令和5年6月9日）から1年3月以内）と同日を予定。